

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 42 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 42 年 4 月まで

国民年金納付記録について照会したところ、昭和 37 年 8 月から 41 年 3 月までの保険料は 43 年 10 月に還付金として支給決定しており、38 年 2 月から 42 年 4 月までの保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらったが、国民年金に加入した当初は、母親に納付してもらい、結婚（39 年）して住所が変わってからは、自分で地区の集金担当者のところへ毎月 100 円の保険料を持参していたので未納期間は無いはずであり、還付については、還付金の請求や受領の覚えも無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 8 月から 41 年 3 月までは、被保険者名簿及び被保険者台帳に国民年金保険料を納付したことを示す、収納日付印、納付済印が押印されていることが確認でき、当該期間の保険料は納付されていたものと認められるものの、被保険者台帳の備考欄に当該期間の保険料については 43 年 10 月に還付決定した旨の記載があり、国民年金保険料は未納とされている。しかし、昭和 38 年 2 月から 41 年 3 月までの一部の期間については、申立人は厚生年金保険等の被保険者となっていなかったことから国民年金の強制被保険者となる期間であり、申立人に対して納付済保険料を還付しなければならない理由は見受けられず、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

また、転居後である昭和 41 年 4 月から 42 年 4 月までの期間については、被保険者台帳等で納付記録が確認できないものの、生活状況の変化は認められず、申し立てている集金方法、保険料を毎月持参していたとする納付場所

等に関する申立人の記憶は具体的である上、当時集金組織による集金が行われていたことや申立人が保険料を持参していたとする場所が存在していたとの申立内容を裏付ける元町職員等からの供述が得られたほか、納付していたとする金額も当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間のうち厚生年金保険の被保険者となっている昭和 37 年 8 月から 38 年 1 月までの国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

申立期間について、社会保険庁の記録では国民年金保険料が還付されているとのことであるが、当該保険料に係る還付の申請、還付金の受領等について全く覚えが無いので確認してほしい。

申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す領収書が手元に残っている。また、申立期間当時には厚生年金保険等に加入しておらず、国民年金保険料の還付を受ける理由が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることは、申立人から提出のあった A 市が発行した「昭和 47 年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書」、及び社会保険事務所が保管する特殊台帳により確認できるが、同台帳には申立期間の国民年金保険料を還付決定した旨の記載があり、社会保険庁の記録では未加入期間とされている。

しかし、申立期間中には、申立人は国内に居住し、厚生年金保険等の被保険者となっていなかったため、申立期間は国民年金の強制被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から63年2月まで
これまで国民年金保険料については、忘れずに納付してきた。

昭和55年に夫を亡くした後は、働きながら子供を養育しており、厚生年金保険の被保険者でない時は、必ず国民年金への切替えを行っていた。

昭和62年11月末に仕事を辞めた後、母子年金を受給していたこともあり、国民年金の加入手続が必要と思い、市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、保険料については指定金融機関において納付したと思うので、申立期間が未加入となっていることが納付できない。

申立期間について、国民年金の保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月に国民年金に加入して以降、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料を全て納付し、厚生年金保険と国民年金の切替手続を的確に行っている上、結婚後は、申立人が納付していたと供述する申立人の夫の国民年金保険料についても、国民年金加入期間は保険料をすべて納付しているなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の二男が18歳になる平成4年5月まで母子年金を受給していることが確認できることから、申立期間当時、母子年金は子供の母親の国民年金保険料の納付状況等が受給要件となっていたことから、申立人は、国民年金保険料を納付することの重要性を認識していたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時勤めていた事業所が厚生年金保険の適用事業所でなく、健康保険証を発行してもらうために、それまで勤めていた事業所から退職証明書を発行してもらった上で市役所にて国民健康保険の加入手続を行い、併せて国民年金に加入したと主張しているところ、申立期間中に勤めていた事業所が申立期間後の昭和 63 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、申立人も同日付けで当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立内容に不自然さはうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA企業組合における資格取得日は、昭和28年9月1日、資格喪失日は30年5月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年9月から29年9月までの期間は8,000円、同年10月から30年4月までの期間は9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から30年10月1日まで
申立期間には、父の友人が経営するB株式会社（現在は、C株式会社）において、D士として勤務していた。

B株式会社に勤務していたころの同僚には、同社での厚生年金保険の記録があるが、私だけ記録が無いことが納得できない。

申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所が保管するA企業組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が異なるものの、申立人と同じ氏名である被保険者が記載されており、当該名簿には、申立人が記憶している同組合における同僚の氏名が確認できることから判断すると、申立人と同じ氏名である被保険者の記録は、申立人本人の記録であると認められる。

また、当該記録は、社会保険庁の記録から氏名索引により確認できたが、申立人にA企業組合において勤務したという記憶が無かったこと、社会保険事務所が保管する同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の生年月日が「昭和2年*月*日」と誤って記載されているため、社会保険事務所において当該記録を申立人のものと確認できなかったことから、申立人の基礎年金番号に統合されなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁の申立人のA企業組合におけるオンライン記録では、

昭和28年8月21日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日とされているが、同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同組合が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、同年9月1日であることが確認できることから、申立人の同組合における厚生年金保険の資格取得日は、同日とすることが妥当であり、申立期間のうち、同日から30年5月1日までの期間については、申立人は同組合において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立人の昭和28年9月1日から30年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA企業組合における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、28年9月から29年9月までの期間は8,000円、同年10月から30年4月までの期間は9,000円とすることが妥当である。

- 2 一方、申立人は、「昭和25年4月1日から30年10月1日までの期間、B株式会社で勤務していた。」と主張しているところ、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が23年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記載があるものの、当該記載は二重線で抹消されており、その他に申立人の氏名は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和25年5月1日から28年4月1日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、供述の得られた5人は、「申立人のことは知らない。」、「申立人は私が入社した時には、既に辞めていた。」と供述しているが、一方、同名簿において、19年4月5日から24年6月1日までの期間に被保険者資格を取得している同僚のうち供述の得られた5人は、「申立人を知っているが、申立人が勤務していたのは23年から24年ころであったと思う。」と供述をしている。

さらに、厚生年金保険番号払出簿では、申立人の厚生年金保険番号はD社で払い出され、社会保険庁の記録においても、昭和23年6月1日から24年9月20日までの期間、同社にて厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは、同年5月31日である上、申立人の資格取得日である23年6月1日前後の同年3月1日から同年9月10日までの期間において資格取得している17人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

加えて、申立人と同じ昭和23年6月1日にD社で厚生年金保険番号が払い出されている同僚についても、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では氏名が確認できないが、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同日から厚生年金保険の被保険者記

録が確認できる。

また、これら同僚の供述、社会保険庁の記録及び社会保険事務所の記録について、申立人に確認したところ、申立人は「C社で記録のある期間が、B株式会社で勤務していた期間で間違いない。勤務時期を勘違いしていた。」と供述し、申立期間についても「A企業組合で勤務していた前後の期間について、他の事業所で勤務していたかどうかは覚えていない。」と供述している。

これらを併せて判断すると、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたのは、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のC社における記録として確認できる、昭和23年6月1日から24年9月20日までの期間であることが推認できることから、申立人が申立期間に申立てに係る事業所において、勤務していたとは考え難い。

このほか、申立期間のうち、A企業組合における厚生年金保険の記録が確認できる期間以外に、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、A企業組合における厚生年金保険の記録が確認できる昭和28年9月1日から30年5月1日までの期間以外に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川国民年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

加入時期ははっきりと覚えていないが、申立期間はA市B区に住んでおり、19歳か20歳のころバイクで交通事故にあい入院した際、母親に国民年金に加入するよう強く勧められ、B区役所で国民健康保険と一緒に加入手続きをした。

保険料は、1か月分が100円から200円程度で、数か月に一度母親に納付するよう言われ、B区役所へ持参していた。また、申立期間中に婚姻したが、それ以後も、自分の保険料は自分で納付し、年金手帳に領収印を押してもらうか、印紙を貼ってもらっていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和50年4月14日にA市C区において、その当時の妻の同記号番号と連番で払い出されており、同時に36年4月1日までさかのぼって資格を取得していることが確認でき、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している特殊台帳によると、申立人とその当時の申立人の妻は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年4月に、48年1月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であるとともに、当時の申立人の妻も申立期間が未納であるほか、特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年6月30日まで
② 昭和23年8月1日から25年10月8日まで
③ 昭和27年11月11日から31年10月10日まで
④ 昭和38年7月11日から39年6月30日まで

ねんきん特別便が郵送された際、申立人である父親は病気のため正確な話ができないことから、父親の勤務歴について、家族及び親類の記憶を整理したところ、父親の厚生年金保険の記録に欠落があると思われる。

申立期間①及び②については、父親は、終戦後の昭和20年9月1日から、25年10月8日までの期間、A町農業會（現在は、B県農業協同組合）において継続して勤務していたはずである。

申立期間③及び④については、父親は、昭和27年に長女が生まれて間もないころに、C株式会社D支店に就職し、一時期同社E支店に勤務していたが、同支店から戻った後、39年6月30日までの期間、再び同社D支店において勤務していた。

C株式会社における、同社E支店及び同社E支店から同社D支店に異動後の昭和33年4月1日から38年7月11日まで期間の厚生年金保険の記録はあるが、申立期間③については、同社E支店に異動する前の同社D支店で勤務していた期間であり、申立期間③当時に写した写真も数多くあるのに厚生年金保険の記録が無い。また、申立期間④については、39年6月30日からF建設株式会社において勤務していたが、同社は、C株式会社の下請け会社であり、C株式会社を退職後、すぐに就職していることから、同年6月30日までは、C株式会社で厚生年金保険の被保険者であったはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人のA町農業會における厚生年金保険の

記録は、社会保険庁のオンライン記録では、昭和21年7月1日から23年8月1日までの期間であることが確認できるところ、申立人は、同農業會における勤務期間は、20年9月1日から25年10月8日までの期間であり、この期間が同農業會における厚生年金保険の被保険者としての期間であると主張している。

しかし、申立人のA町農業會における勤務期間について、社会保険事務所が保管する同農業會の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和20年6月1日から24年10月1日までの期間、被保険者記録が確認できる同僚一人は、「申立人は、私が入社して1年ほど後に入社し、24年秋の前に退職した。」と、21年3月1日から23年8月1日までの期間、被保険者記録が確認できる同僚一人は、「申立人は、私の入社した4か月後に入社し、私が退職して間もなく退職したと聞いている。」と、それぞれ供述していることから判断すると、申立人は同農業會において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる期間に勤務していたものと推認できる。

また、申立期間①については、社会保険事務所の保管するA町農業會の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格を、昭和20年6月1日から21年6月30日までの期間に取得している同僚8人、申立期間②については、22年10月1日から25年10月30日までの期間に取得している同僚20人の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、B県農業協同組合は、「申立期間①及び②当時の資料は何も残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②当時の勤務実態について、関連資料を得ることができない上、申立期間①及び②の期間に、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人はC株式会社において、厚生年金保険被保険者資格を同社E支店で昭和31年11月12日に取得していることが確認できるところ、申立人の長男は、「申立人は、27年10月に姉が生まれ、すぐにC株式会社D支店に就職したので、同社での厚生年金保険の記録は同年11月からと思われる。」と主張している。

しかし、C株式会社D支店において、厚生年金保険の被保険者記録が昭和28年9月1日から確認できる同僚と29年1月1日から確認できる同僚2人は、それぞれ「申立人は、私より1年くらい後に入社した。」、「C株式会社が大々的に求人広告を新聞に掲載したのは、昭和28年6月であり、私はその時に同社に入社した。申立人は、私より1、2年後に入社したと思う。」と供述していることから判断すると、申立人が同支店に入社したのは、29年又は30年ころと推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するC株式会社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同支店が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、昭和28年7月1日であることが確認できる上、前述の同僚2人は、それぞれ「申立人は、最初、営業や集金係として働いていたが、内勤社員になったときにE支店に異動となった。」、「私が厚生年金保険の被保険者となったのは内勤になってからです。」と供述しているところ、同社D支店及び同社E支店で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚4人は、それぞれ「営業や集金担当の社員は正社員でないため厚生年金保険には加入させていなかった。」、「D支店では、申立人は、委任受託契約社員であったため厚生年金保険には加入していなかったと思う。」、「Cは、入社時は全員営業で採用し、時期をみて内勤にしていた。」、「申立人は、内勤社員としてE支店に来た。」と供述していることから判断すると、同社は、申立人が内勤社員として同社E支店に異動となった際に、申立人を厚生年金保険の被保険者と届出たものと推認できる。

また、社会保険事務所が保管するC株式会社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同支店が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和28年7月1日から申立人が同社E支店で同保険の被保険者資格を取得している31年11月12日までの間に、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号の欠番も無い上、同支店の同名簿においても、同支店が厚生年金保険の適用事業所に該当した29年3月1日から申立人が同支店で同保険の被保険者資格を取得している31年11月12日までの間に、申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無いことから、申立期間③の申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、C株式会社は、G株式会社に統合された後、現在は営業部門がH建設株式会社に事業譲渡されているが、G株式会社及びH建設株式会社は、「申立期間③当時の人事記録等、申立内容に係る事実を確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立期間③当時の申立人の厚生年金保険の取扱い等に関する関連資料を得ることができない上、申立期間③に、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間④について、申立人の長男は、「父は、C株式会社を退職した後、すぐにF建設株式会社に入社しているはずであることから、F建設において記録の確認できる昭和39年6月30日までは、C株式会社に在籍していた。」と主張している。

しかし、F建設株式会社の元社会保険事務担当者は、「同社は、入社すればすぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことから、申立人が同社に入社したのは、昭和39年7月1日であると思うが、C株式会社を退

職した時期はわからない。」と供述している上、申立期間③について、供述を得られた同僚も「申立人は、申立期間④当時、C株式会社が希望退職を募っていたことから、それに応じて退職したと思うが、退職時期はわからない。」と供述しており、申立人の申立期間④における勤務実態に関する供述を得ることができない。

また、前述のG株式会社及びH建設株式会社は、「申立期間④についても、当時の人事記録等、申立内容に係る事実を確認できる資料は無い。」と回答していることから、申立期間④当時の申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱い等に関する関連資料を得ることができない上、申立期間④において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立期間④について、社会保険事務所が保管するC株式会社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びF建設株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が同支店で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している昭和38年7月11日からF建設株式会社で資格取得している39年7月1日の期間に、申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間④において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 12 月 1 日から 33 年 2 月 21 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

平成 21 年 2 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。

昭和 32 年から 37 年まで株式会社A商店に勤めており、その間に退職したことは無く、勤めている途中で脱退手当金を受給するはずはないし、受給した記憶も全く無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立期間である2回の被保険者期間が同一番号で管理されているが、申立期間後に厚生年金保険被保険者資格を再取得した後の被保険者記号番号が別の番号となっていることが確認できることから、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、社会保険事務所が保管する申立期間に係る株式会社A商店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることや、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年12月14日に支給決定されているとともに、脱退手当金の支給決定額に計算上の誤りは無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 7 月 1 日から 35 年 3 月 27 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 1 日から 36 年 3 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 2 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで
⑥ 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

老齢年金の裁定請求の手續に社会保険事務所へ行った際、厚生年金保険の加入記録を調べてもらったら、申立期間については脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。私は脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立後の聴き取り調査において、申立人はすべての申立期間の最終事業所であるA建設株式会社B支店を退職後、社会保険事務所で職員に書き方を教わりながら脱退手当金の請求書に記入押印したような記憶があると供述していることから、申立人がその意思に基づき脱退手当金を請求したと考えることが相当である。

また、社会保険事務所が保管する申立人のA建設株式会社B支店の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されていることが確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。